

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	河内長野市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	令和2年9月24日(木)～10月9日(金) *新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面で開催
3 開催場所	—
4 会議の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・河内長野市国民健康保険運営協議会の会長及び副会長の選任について</li><li>・「国民健康保険事業」に関する意見について</li></ul>
5 公開・非公開の別 (理由)	—
6 傍聴人数	—
7 問い合わせ先	(担当課名) 市民保健部 保険医療課 医療給付係 (内線 144)
8 その他	

\*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

## 河内長野市国民健康保険運営協議会会議結果（書面開催）

令和2年10月に開催を予定しておりました河内長野市国民健康保険運営協議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催となりました。

○令和2年8月

河内長野市国民健康保険運営協議会の会長及び副会長の選任に係る立候補及び候補者の推薦について、各運営協議会委員へ依頼を行い、その結果、複数の委員から推薦があり候補者のとりまとめを行った。

○令和2年9月

会長及び副会長の選任に係る書面表決書の提出を依頼、あわせて資料「河内長野市国民健康保険事業の運営状況について」を同封し、国民健康保険事業に関する意見を募った。

○令和2年10月

各運営協議会委員へ書面表決結果及び意見等について報告を行った。

### 1. 書面表決案件及び結果

#### ・案件

河内長野市国民健康保険運営協議会の会長及び副会長の選任について

#### ・表決結果 全会一致により承認

役 職	候補者名	賛 成	反 対	計
会 長	堀川 和彦	17名	0名	17名
副会長	原 歴史	17名	0名	17名
副会長	西村 佐江子	17名	0名	17名

### 2. 国民健康保険事業に関する意見について

別紙に記載

資 料 河内長野市国民健康保険事業の運営状況について

# 河内長野市国民健康保険事業の運営状況について

## 目 次

1. 加入者数等の状況
2. 年度別決算状況
3. 一般会計繰入金の内訳
4. 医療給付の状況
5. 保健事業の状況
6. 保険料収納率の状況
7. 保険料の状況
8. 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金の支給
9. 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険料の減免

令和2年10月

市民保健部保険医療課

## 保健事業の状況

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診(個別)・保健指導事業</li> <li>◎特定健診(休日集団)のほか、データヘルス計画に基づく各種保健事業</li> <li>・未受診者・未利用者勸奨</li> <li>・保健指導対象者に対するイベント(健康相談会など)の実施</li> <li>・早期介入事業(運動・栄養教室)</li> <li>・非肥満血圧高値者・血糖高値者受診勧奨推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診(個別)・休日集団)・保健指導事業・データヘルス計画に基づく各種保健事業</li> <li>◎特定健診追加項目として、血清クレアチニン・尿酸・心電図検査を実施</li> <li>・未受診者・未利用者勸奨</li> <li>・保健指導対象者に対するイベント(健康相談会など)の実施</li> <li>・早期介入事業(運動・栄養教室)</li> <li>・非肥満血圧高値者・血糖高値者受診勧奨推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診(個別)・休日集団)・保健指導事業・データヘルス計画に基づく各種保健事業</li> <li>◎特定健診追加項目として、心電図検査に加えてアルブミン・貧血を実施</li> <li>・未受診者・未利用者勸奨</li> <li>・保健指導対象者に対するイベント(健康相談会など)の実施</li> <li>・早期介入事業(運動・栄養教室)</li> <li>・非肥満血圧高値者・血糖高値者受診勧奨推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診(個別)・休日集団)・保健指導事業・データヘルス計画に基づく各種保健事業</li> <li>◎特定健診追加項目として、心電図検査・アルブミン・貧血に加えて尿潜血・総コレステロール・尿酸窒素・白血球数・血小板数を実施</li> <li>・未受診者・未利用者勸奨</li> <li>・保健指導対象者に対するイベント(健康相談会など)の実施</li> <li>・早期介入事業(高血圧予防教室・糖尿病予防教室・ステップアップ教室)</li> <li>・非肥満血圧高値者・血糖高値者受診勧奨推進事業</li> <li>◎糖尿病性腎症重症化予防事業</li> <li>◎重複服薬者への健康相談事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診(個別)・保健指導事業・データヘルス計画に基づく各種保健事業</li> <li>・特定健診追加項目として、心電図検査・アルブミン・貧血・尿潜血・総コレステロール・尿酸窒素・白血球数・血小板数を実施</li> <li>・未受診者・未利用者勸奨</li> <li>・保健指導対象者に対するイベント(健康相談会など)の実施</li> <li>・早期介入事業(高血圧予防教室・糖尿病予防教室・ステップアップ教室)</li> <li>・非肥満血圧高値者・血糖高値者受診勧奨推進事業</li> <li>・糖尿病性腎症重症化予防事業</li> <li>・重複服薬者への健康相談事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費通知(2か月分×6回)</li> <li>・ジェネリック医薬品差額通知(年3回)</li> <li>・ジェネリック医薬品希望カード配布</li> <li>・国民健康保険制度パンフレット等の配付</li> <li>・医療費適正受診啓発リーフレット配布</li> <li>・エイズ啓発パンフレット配布</li> <li>・ジェネリック医薬品の回覧板及びモックルバス車内広告による周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎医療費通知(3か月分×4回)</li> <li>・ジェネリック医薬品差額通知(年3回)</li> <li>・ジェネリック医薬品希望カード配布</li> <li>・国民健康保険制度パンフレット等の配付</li> <li>・医療費適正受診啓発リーフレット配布</li> <li>・エイズ啓発パンフレット配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費通知(3月分×1回、2月分×4回)</li> <li>・ジェネリック医薬品差額通知(年3回)</li> <li>・ジェネリック医薬品希望カード配布</li> <li>・国民健康保険制度パンフレット等の配付</li> <li>・医療費適正受診啓発リーフレット配布</li> <li>・エイズ啓発パンフレット配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費通知(2か月分×6回)</li> <li>・ジェネリック医薬品差額通知(年3回)</li> <li>・ジェネリック医薬品希望カード配布</li> <li>・国民健康保険制度パンフレット等の配付</li> <li>・医療費適正受診啓発リーフレット配布</li> <li>・エイズ啓発パンフレット配布</li> <li>◎特定健診受診者への特典付与(おおさか健活マイレージアスマイル)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費通知(2か月分×6回)</li> <li>・ジェネリック医薬品差額通知(年3回)</li> <li>・ジェネリック医薬品希望カード配布</li> <li>・国民健康保険制度パンフレット等の配付</li> <li>・医療費適正受診啓発リーフレット配布</li> <li>・エイズ啓発パンフレット配布</li> <li>・特定健診受診者への特典付与(おおさか健活マイレージアスマイル)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合健康診断(人間ドック)の受診啓発、半額補助</li> <li>・頭部検査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合健康診断(人間ドック)の受診啓発と</li> <li>◎補助額を6割相当額に拡大</li> <li>・頭部検査の実施</li> <li>◎任意項目として、ピロリ菌抗体検査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合健康診断(人間ドック)の受診啓発と</li> <li>◎補助額を7割相当額に拡大(本人負担額の上限を35,000円から25,000円に減額)</li> <li>◎検査項目(標準項目、追加項目)を拡充</li> <li>◎胃内視鏡検査の実施</li> <li>・頭部検査の実施</li> <li>・ピロリ菌抗体検査を実施</li> <li>◎実施医療機関の拡充(6機関から11機関に拡充)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合健康診断(人間ドック)の受診啓発と</li> <li>7割相当額を補助(本人負担額の上限25,000円)</li> <li>◎一部機関で検査項目を拡充【BNP(心不全の検査)】</li> <li>・頭部検査、胃内視鏡検査、ピロリ菌抗体検査を実施</li> <li>・11機関で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合健康診断(人間ドック)の受診啓発と</li> <li>7割相当額を補助(本人負担額の上限25,000円)</li> <li>・一部機関でBNP(心不全の検査)を実施</li> <li>・頭部検査、胃内視鏡検査、ピロリ菌抗体検査を実施</li> <li>・11機関で実施</li> </ul>

◎は、新規・充実事業として実施したことを示しています。

# 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金の支給

## 1 制度の趣旨

- 国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれました。労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であり、感染拡大防止の観点から、傷病手当金の制度を創設しました。
- 市町村等に対しては、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととされています。

## 2 制度の概要

- 国が示す対象者、支給要件等に沿って支給された傷病手当金に係る費用については、令和2年度の交付金により支給額全額が支援されます。そのため、本市における対象者等については、国が示すものと同様としています。

### 【対象者】

国民健康保険被保険者の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

### 【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日（※最長1年6月まで）

### 【支給額】

1日当たりの支給額【(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)の3分の2に相当する額】×支給対象となる日数（※日額上限あり）

### 【適用期間】

傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に属する場合に適用

## 3 実施時期

- 5月1日から申請書の受付開始

## 4 市民等への周知

- 市広報紙コロナ対策特集記事の掲載による周知
- 市ホームページへ申請書様式や申請方法等の掲載による周知
- 河内長野市医師会や商工会等への事業周知

## 5 事務処理要領

### (1) 支給要件

○新型コロナウイルスに感染又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、療養のため就労することができず、給与等の全部又は一部を受けることができない河内長野市国民健康保険被保険者の被用者となります。

※給与等：所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除きます。

○傷病手当金の支給を始める日が、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間で療養のため労務に服することができない被保険者となります。

### (2) 支給金額

○支給金額は、1 日当たりの支給額（※日額上限あり）×支給対象となる日数となります。

○1 日当たりの支給額は、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の 3 分の 2 に相当する金額となります。ただし、1 日当たりの支給額について、健康保険法上の標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額（139 万円）の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額（30,887 円）を超えるときは、その金額とします。

○支給対象となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日となります。（入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長 1 年 6 か月まで）

○労務に服することができなくなった日は、医療機関において労務不能と認められた日付で判断することになります。

ただし、本人が体調不良等により帰国者・接触者外来を受診できなかった場合等、個々の事情によっては、事業主による証明等で判断することになります。

○給与等を全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整され、又は支給しない場合があります。（給与等が全額支払われている場合は、傷病手当金は支給しません。ただし、給与等の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額を支給します。）

## 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険料の減免

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国民健康保険料が減免され、減免額全額について国が特例的な財政支援を行うこととされています。
- 国が示す対象者等減免要件に沿って減免された保険料相当額については、令和2年度の交付金により減免額全額が支援されます。そのため、本市における対象者等については、国が示すものと同様としています。

### ○対象となる方○

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（原則、世帯の世帯主）が死亡し、又は重篤な傷病（※1）を負った世帯 ⇒ 保険料を全額免除

※1 「重篤な傷病」・・・1ヶ月以上の治療を有すると認められる場合など

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※2）が見込まれる世帯 ⇒ 保険料の減免

※2 収入減少により保険料が減免される要件（1～3全てに該当すること）

世帯の主たる生計維持者について

1. 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する（※）見込みであること  
※減少額から保険金、損害賠償等などにより補填される場合は控除
2. 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
3. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

### ○減免額○

- ②の場合の保険料の減免額は、減免対象保険料額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

#### 合計所得金額に応じた減免割合 (D)

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1,000 万円以下であるとき	10 分の 2

(注1) 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除します。

(注2) 国民健康保険対象者の方で、国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となられている方については、今回の減免の対象とはなりません。(ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれる方は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免についても申請対象となる場合があります。)

#### ○減免の対象となる保険料○

令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

#### ○申請方法○

窓口混雑を避けるため、原則【郵送による提出】とします。

#### ○申請期限○

令和3年3月31日

別紙

「国民健康保険事業」に関するご意見及び市の見解等

委員名	意見等	見解等
坂根委員	<p>添付資料 P6 「保険料収納率の状況」について、金額ベースでもお示し頂きたい。また、滞納者に対する措置はいかがか。</p>	<p>「保険料収納率の状況」に収納額等を追記いたしました。</p> <p>滞納者に対する措置につきましては、日常的に電話催告や戸別訪問等を実施しており、さらに、特別収納対策として毎月一定期間、平日夜間の電話催告・戸別訪問及び休日における臨時窓口開設等を実施し、保険料滞納者に対する納付相談等を行うことにより滞納保険料の早期確保に努めています。被保険者証の更新時には滞納者との定期的な接触の機会を確保するため、6ヶ月を期限とする短期被保険者証を交付することにより納付相談等を繰り返し行っています。また、滞納者の財産調査を行った上で納付資力の有無を判断し、納付資力を有する場合には財産差押等の滞納処分を行っています。</p>
横山委員	<p>傷病手当金の支給決定にあたっては、事業主の協力が不可欠であることから、十分に制度について周知を行うとともに、繁忙等を理由に非協力的である事業主がいる場合には、きめ細やかな対応をしていただき被用者の権利を守るべくご対応頂くようお願いいたします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当手金につきましては、市の広報紙やホームページへの掲載、制度説明チラシを窓口へ配架するなど、国保加入者への制度周知を図るとともに、事業主に対してもチラシを活用するなど、商工会等を通じた制度周知に努めています。</p> <p>また、被用者からの手当金申請の際、事業主が発行する添付書類に不足等疑義がある場合には、事業主へ内容の確認を行うなど、円滑に申請が行えるよう対応しています。</p>

<p>原委員</p>	<p>平成 30 年度、国民健康保険制度が府内で一元化されて以降、統一基準の保険料率は大幅に上昇しています。河内長野市の 1 人当たりの年間保険料は、激変緩和措置前で平成 30 年度の 133,509 円から令和 2 年度には 152,711 円へと、14%も値上がりしました。市は今年度、保険料の急激な上昇を抑制するため、激変緩和措置として国保の財政調整基金から 2 億円を投入しています。それでも 1 人当たり保険料は前年度比で値上がりになっていますが、とりわけ自営業者や年金受給者など低所得者が多い国保加入者にとって、この激変緩和措置は大いに生活の支えになっており、評価できるところです。今後も国保保険料の値上がりは続くことが予想されますが、引き続き国保の財政調整基金を最大限活用し、保険料の値上げ抑制に取り組むよう求めます。</p> <p>また、社会全体で人口減少と少子化が深刻な状況にある中、子育て世帯への経済的な支援の必要性が問われています。国民健康保険制度では均等割という賦課方式があるため、子どもが多い世帯ほど保険料は増えてしまいます。今年度政府が閣議決定した「少子化社会対策大綱」では、子育て世帯の経済的支援として「国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援」が明記されました。このことを踏まえ、市独自でも先立って子育て世帯の子どもの均等割について軽減策を講じることを求めます。</p> <p>保健事業について、この間特定健診の検査項目の拡充が進められてきました。現在の特定健診はメタボリックシンドロームの発見と予防に特化していますが、河内長野市の死因別</p>	<p>大阪府国保運営方針において、保険料の急激な上昇を防ぐため、市町村独自に保険料率を設定できる激変緩和措置が、令和 5 年度まで認められております。本市におきましても基金を投入し、激変緩和措置を実施しているところです。今後も保険料の急激な増加とならないよう、激変緩和措置を継続する予定です。また、今年度は運営方針の見直しの時期でもありますので、府に対し、令和 6 年度以降も激変緩和措置を継続できるよう要望してまいります。</p> <p>子育て世帯への経済的な支援については、保険料の均等割が被保険者の所得の有無に関わらず賦課されるため、多人数世帯における保険料負担率が高まることは承知しています。今般、「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、子育てに関する経済的支援として、「子どもの数に応じた国民健康保険料の負担軽減に対する支援」が盛り込まれました。このことから、子どもにかかる均等割保険料の軽減施策の導入について、国の制度改正などの状況を見定めた上で、府内統一施策として導入すべきであると考えており、府に対して要望しているところです。また、被保険者・市町村の事務負担を考慮し、減免申請を要することのないような制度設計とするよう、あわせて要望して参ります。</p> <p>特定健診につきましては、メタボリックシンドロームに着目し、高血圧・糖尿病・がんなどの生活習慣病予防のために、生活習慣を見直すサポートをしていくことを目的として実施しています。</p> <p>平成 20 年度の法改正によって自治体健診が特定健診に代わった際に、胸部レントゲン検査は特定健診の検査項目から無く</p>
------------	--	--

	<p>割合で最も多いのは悪性新生物です。国立がん研究センターの2018年度統計によれば、男女ともに部位別のがん死亡率で肺がんが高い割合を示しています。平成20年度の法改正によって自治体健診が特定健診に代わったことに伴い、胸部レントゲン撮影は健診項目から無くなりましたが、大阪府下は特定健診の追加項目として実施している市もあります。保健事業として、国保加入者の健康管理により一層寄与することを目的として、現在の健診項目に胸部レントゲン撮影を追加することを求めます。</p>	<p>なりましたが、市の施策として引き続き市内医療機関で特定健診と同時に胸部レントゲン検査を受診できる体制を整え、市民の受診機会を確保しました。さらに平成27年度からは、胸部レントゲン検査の内容について、2名以上の医師がレントゲン画像を読影するなど、国の指針を満たす、より精度の高い肺がん検診として実施しているところです。</p> <p>現在、河内長野市内特定健診取扱い医療機関46機関中、40機関で肺がん検診を同時に受けることができ、また、年に4回開催している集団健診においても特定健診と肺がん検診を同時に受けることができます。</p> <p>がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針において、肺がん検診の実施においては、適切な方法及び精度管理下で実施することが不可欠とされています。</p> <p>例えば、胸部エックス線写真については、2名以上の医師が読影することや精密検査が必要とされた場合の受診勧奨、追跡調査が必要とされています。がんの見落としや過剰な精密検査の実施がないよう精度管理を実施することが重要で、従来の胸部レントゲン検査はこの精度管理が含まれません。</p> <p>このため、特定健診の追加項目として胸部レントゲン検査を実施するのではなく、精度管理を行う肺がん検診として市民の受診機会の確保に努めているところです。</p>
--	---	---